

平成29年度

労働行政のあらまし



水郷祭（松江市）



厚生労働省島根労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

県内経済が緩やかに持ち直している中、県内の雇用情勢は緩やかな改善が続いている。これら各種情勢に対応して島根労働局は、働き方改革の推進、女性の職業生活における活躍の推進、労働条件の確保、雇用の安定を図るための総合的施策を推進します。雇用・労働対策などを適切に行うため、島根労働局、各労働基準監督署、各公共職業安定所が一体となって地域における労働行政機関としての機能を発揮します。島根県をはじめ関係機関とも密接な連携のもと、地域に密着した行政運営を行います。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に定める基本理念に則り、地域の社会経済の維持・発展に資する「働き方改革」の実現に向けて、島根県等と連携して取組を推進します。

◎ 雇用環境・均等室の重点施策

1 働き方改革の推進

これまでの働き方・休み方を見直し、効率的な働き方を進めていくため、企業経営者への働きかけや、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用した地域情報の発信等により地域全体における働き方の見直しに向けた気運の醸成に取り組みます。また、専門的知識を有するコンサルタントが事業場における働き方・休み方の改善をお手伝いします。

さらに、「しまね働き方改革推進会議」を設置し、島根県、労使団体及び教育機関並びに金融機関と幅広く連携し、島根県内の働き方改革推進に向けた取組を検討し、推進します。

2 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

仕事と育児・介護を両立するための支援制度を利用しやすい職場環境が整備されるよう、改正育児・介護休業法の周知徹底及び履行確保のための指導を行います。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、多くの企業において、一般事業主行動計画の策定・届出がなされるよう働きかけを行うとともに、「くるみん」「プラチナくるみん」の認定取得を目指した取組が進むよう周知を行います。



次世代認定マークくるみんとプラチナくるみん

3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ安心して働き続けることができる職場環境の実現に向けて、男女雇用機会均等法の履行確保に努め、法違反があれば厳正に是正指導を行います。

女性の活躍推進のためには、事業主にポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている役職登用や賃金等の格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）が正しく理解され、取り組まれることが必要であることから、ポジティブ・アクションに取り組むための助言や好事例等の情報提供を行います。

4 女性の活躍推進

女性活躍推進法に基づき、多くの企業において、一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表がなされるよう働きかけを行うとともに、女性活躍推進にかかる認定制度について広く周知し、取得促進を図ります。

また、策定された行動計画に基づいた取組が実施されるよう、必要な助言を行います。



5 非正規雇用労働者の待遇改善の取組

非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推し進めている

くために、「島根県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき取組の着実な実施に努めます。

特に、パートタイム労働者の待遇改善等については、パートタイム労働法に沿った取組が行われるよう法の周知徹底及び履行確保のための指導を行います。

また、同一労働同一賃金の実現に向けて、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を活用した非正規雇用労働者の待遇改善を推進します。

6 総合的ハラスメント対策の推進

労使に対し、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法等の周知を図り、法令を踏まえたいわゆるマタニティハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントの一体的な未然防止に向けた取組を促します。また、相談には迅速に対応します。

7 労働条件の確保・改善対策の周知・啓発の取組

労働契約法に基づく、無期転換申込権が本格的に発生する平成30年4月に向け、無期転換ルール及び有期特別措置法について労使双方に周知徹底を図り、使用者に対しては必要な対応を促します。

8 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間中に、大学等での出張相談や総合労働相談コーナーにおける若者への相談を実施し、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組を行います。

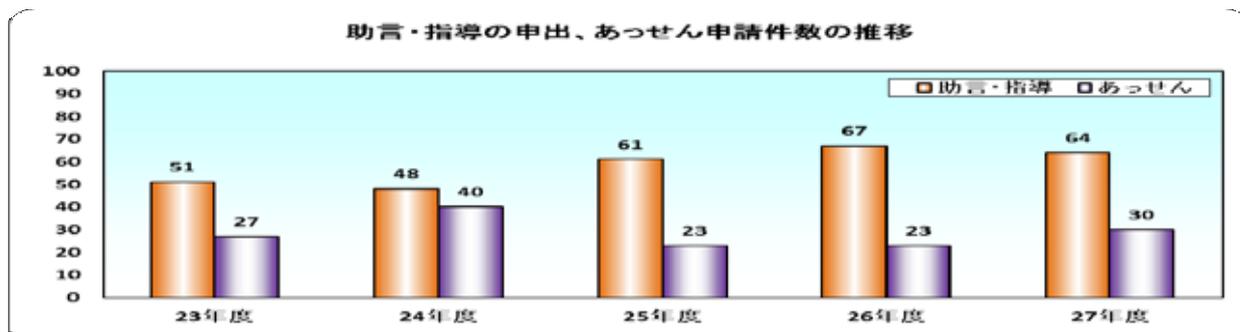
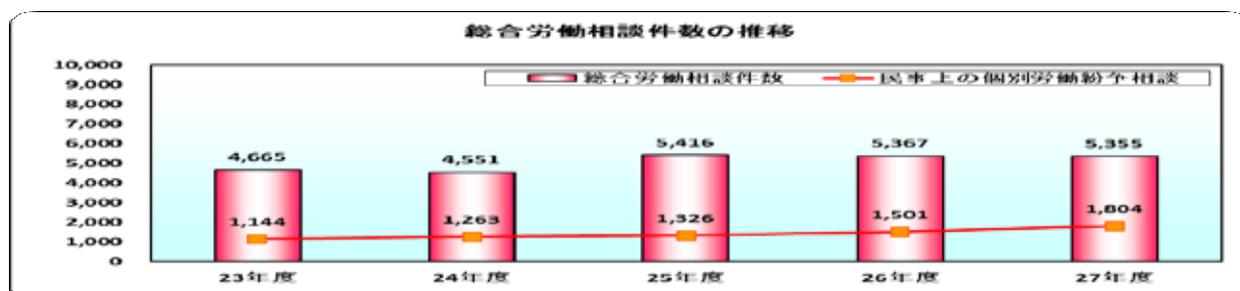
9 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援

最低賃金引上げに取り組む中小企業を支援するため、①経営面と労務面の両面の相談を受けるワン・ストップの相談窓口を設置するとともに、②業務改善のための助成金を支給します。

10 個別労働紛争解決の促進

個別労働関係紛争の防止、解決のための総合労働相談コーナーで情報提供や相談対応を行います。

また、当事者の求めに応じて、島根労働局長の助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんなどで個別労働紛争の解決を支援します。



◎ 労働基準部・労働基準監督署の重点施策

1 働き過ぎ防止に向けた取組の推進

(1) 過労死等防止対策の推進

過労死等防止啓発月間(11月)に開催する「過労死等防止対策推進シンポジウム」の周知について、県内の地方公共団体、労働組合及び過労死等防止に取り組む民間団体と積極的に協力・連携します。

(2) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、労働時間管理、長時間労働を行わせた場合における面接指導の実施を含む健康管理に関する監督指導等に取り組みます。

特に、各種情報から、時間外・休日労働時間が月80時間を超えていると疑われる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対しては、全数監督を徹底します。

さらに、11月を「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の抑制等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等を実施します。



年間総実労働時間の推移



2 法定労働条件の履行確保等に向けた取組の推進

(1) 法定労働条件の確保・改善に向けた取組

県内には中小零細企業が多いことから、法定労働条件の基本的枠組みや管理体制を確立させるため、計画的に監督指導等を実施します。なお、重大・悪質な法令違反に対しては、司法処分を含め、厳正に対処します。

(2) 申告等に対する適切な対応

労働者からの申告・相談に対しては懇切丁寧に対応するとともに、迅速かつ適切に処理します。また、倒産、整理解雇等の企業活動の動向を注視し、労働基準法等に定める法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案に対しては、迅速に監督指導を実施します。

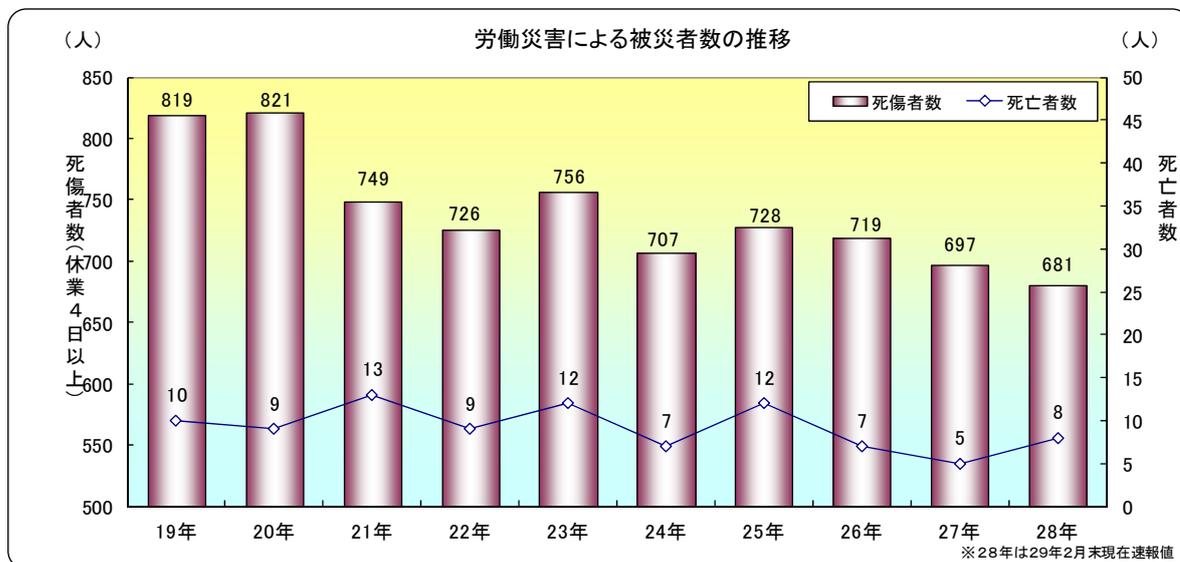
(3) 若者の法定労働条件履行確保と労働関係法令の周知・啓発の実施

若者に関する労働相談が寄せられたり、離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる事業場に対して監督指導を実施するとともに、若者が労働基準法等に定めるルー

ルを学ぶために、島根県内の大学・高等学校等に対し、学生を対象とした「労働関係法令セミナー」を実施します。

また、労働条件に関する相談先として、県内の労働基準監督署の相談窓口や、平日夜間・休日に相談できる「労働条件相談ほっとライン」の周知に努めます。

3 労働災害の防止と健康確保のための取組



(1) 第12次労働災害防止計画(平成25年から29年まで)の最終年度に向けた取組

① 労働災害による死亡者数は、平成28年に増加に転じていることから、その撲滅のために、死亡者数の半数を占める建設業については、墜落防止措置の強化や重機との接触防止などを指導します。

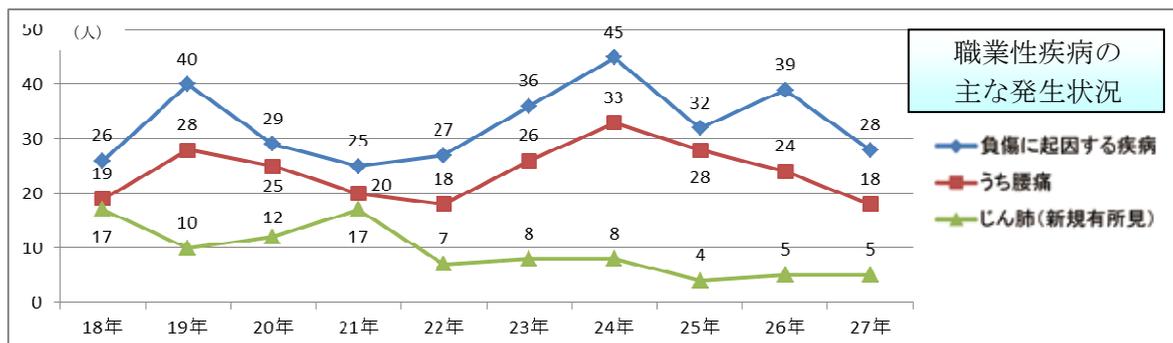
次に多い産業廃棄物処理業については、その実態の把握と実態に応じた労働災害防止対策の普及に努めます。また、関係機関と連携の上、安全パトロール等を実施します。

長期にわたり死亡災害が根絶できない林業については、労働災害防止団体、森林管理署及び島根県等と連携し、伐木作業現場におけるチェーンソーの安全操作や林業機械に関する安全措置の徹底を図ります。

次に、交通労働災害の防止については、引き続き関係機関と連携の上、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導を行います。

② 休業4日以上の労働災害の更なる減少を図るため、労働災害全体の4割以上を占める第三次産業に対し「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」などを展開します。

③ 休業4日以上の災害で最も多く発生しているのは転倒災害であることから、防止対策として、引き続き、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を労働災害防止団体等と連携して効果的に展開します。



(2) 石綿、粉じん、化学物質等による健康障害防止対策

石綿や粉じんなど、長期ばく露による健康障害の発生を防止するため、有害物質へのばく露の防止を徹底します。腰痛については、準備体操の実施や作業姿勢の見直しを図ります。

(3) メンタルヘルス対策の推進

改正された労働安全衛生法に基づき、労働者50人以上の事業場においてストレスチェックが毎年確実に実施され、その結果が報告されるよう、周知・指導を実施します。

その他のメンタルヘルス対策については、医師会及び島根産業保健総合支援センターなどと連携して実施します。

(4) 治療と職業生活の両立支援

長期療養が必要な労働者の治療と仕事の両立支援を推進するため「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知します。

さらに、この両立支援の取組の促進が図られるよう使用者団体、労働組合、県医師会などの関係者による連絡会議を設置します。

4 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度の適切な運営に向け、県内の経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。

また、改正決定された「島根県最低賃金」及び「特定最低賃金」については、県内の使用者団体、労働組合、地方公共団体及び報道機関等の協力を得ながら広く周知広報を行うとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導を行い、遵守の徹底を図ります。

		時間額
島根県最低賃金		718円
特定最低賃金	製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業	836円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	820円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	756円
	自動車・同附属品製造業	812円
	百貨店、総合スーパー	748円
	自動車（新車）小売業	790円

5 労災補償制度の迅速・適正処理

働く人が仕事上の事由または通勤のために被った災害による傷病に対して、必要な保険給付（補償）を行います。特に、脳・心臓疾患事案及び精神障害事案の事務処理に当たっては、認定基準等に基づき、関係部署とも連携を密にしつつ、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

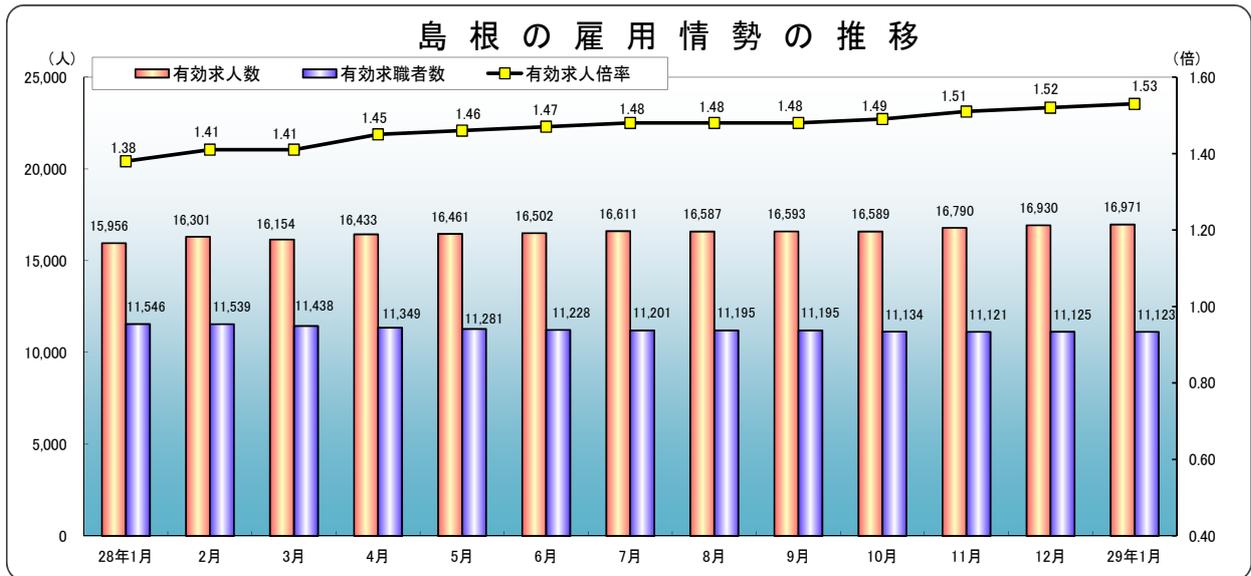
また、労災保険の窓口業務においては、引き続き、相談者等に対する懇切・丁寧な説明や、請求人に対する処理状況の連絡等を徹底します。

◎ 職業安定部・公共職業安定所の重点施策

1 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

求職者のニーズを詳細に把握した上で、提案型の職業紹介などハローワークからマッチングに向けた求職者への働きかけを積極的に行い、正社員就職の促進と雇用保険受給者の早期再就職に重点を置いた就職支援に取り組みます。

また、求人倍率が高い水準で推移する中、求職者にとって分かりやすい求人票の作成を提案するとともに、人材ニーズの詳細な聞き取りや求人職種の作業風景の画像など、マッチングに役立つ情報を積極的に収集して求職者に幅広く提供し、求人充足に向けた支援を強化します。



2 人手不足分野等における人材確保対策

産業振興施策と一体となったものづくり産業やIT産業などの成長分野等（ものづくり産業、IT、物流、建設、介護、医療、保育、環境分野等）において、島根県と協同で雇用創出、人材確保及び人材育成対策に取り組みます。

また、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進するため、企業に対し雇用の課題に対する取組支援及び企業支援策の周知・広報を実施します。

3 女性・若者の就職支援

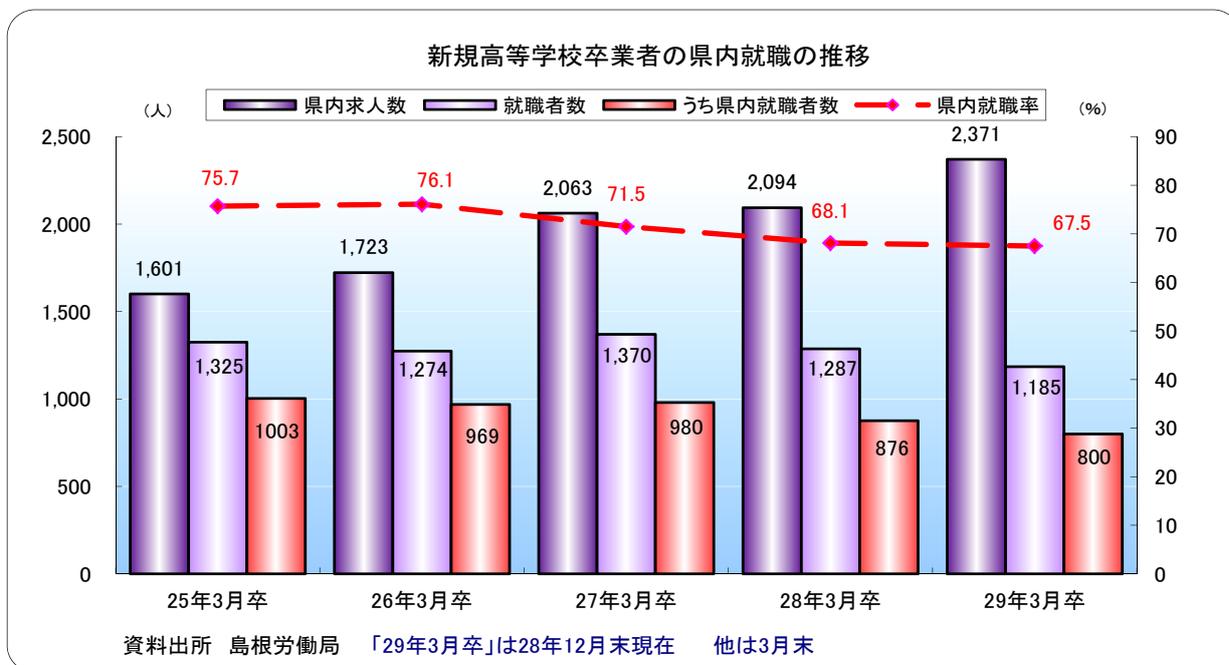
(1) 女性の就業希望の実現

子育てと仕事の両立を望む女性の支援のためマザーズコーナー（松江、出雲）を中心に各公共職業安定所においてきめ細やかな再就職支援を推進します。

(2) 若者の就職支援の推進

島根県及び教育機関等と連携した「1社1財運動」の展開や、経済4団体等への要請により、求人への早期提出と希望職種等を踏まえた求人の確保を図るとともに、ハローワークの学卒ジョブサポーターを中心に、学校への定期訪問を行い、担当制によるきめ細かな就職支援に努めます。

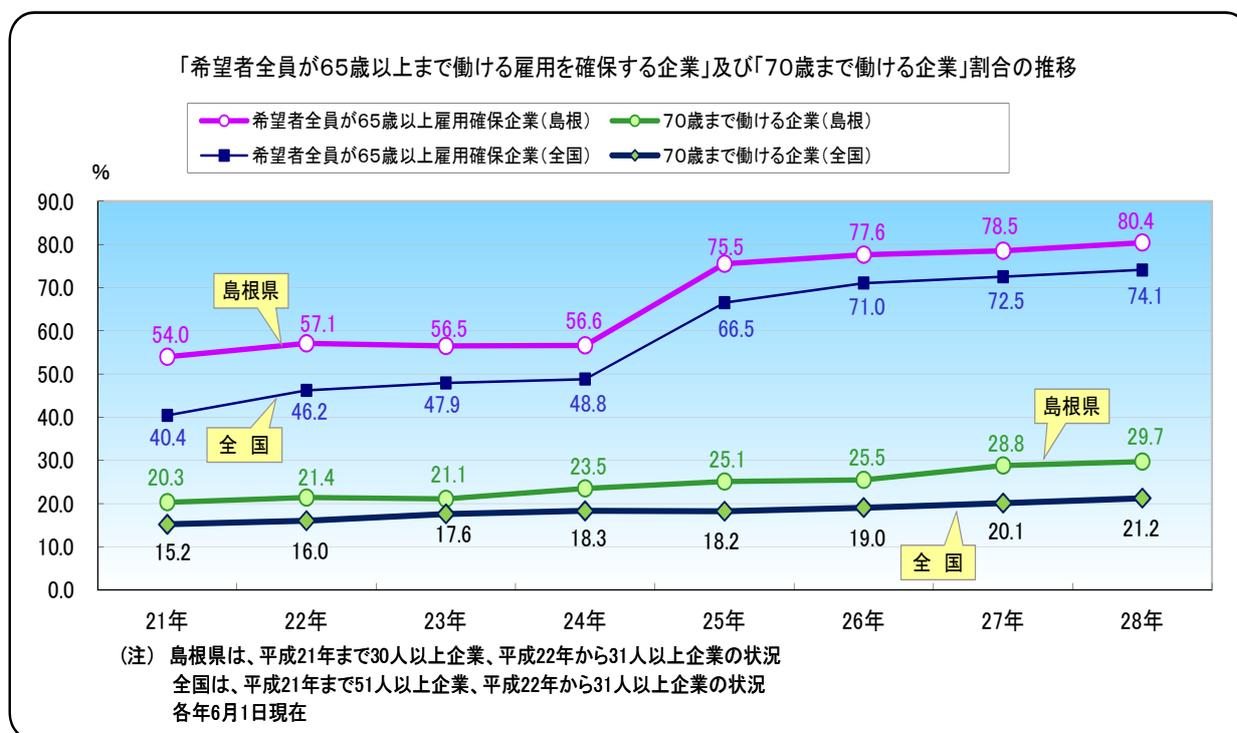
また、若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な地元中小企業とのマッチングを強化するため、ユースエール認定企業や若者応援宣言企業などを対象とした就職面接会を開催し、若者の就職促進と職場定着を図ります。



4 高年齢者の雇用対策の推進

- (1) 高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置未実施企業に対して重点的に指導を実施するとともに、生涯現役社会の実現に向けて、企業における65歳以上の定年引き上げや66歳以上の継続雇用延長の普及・促進に努めます。

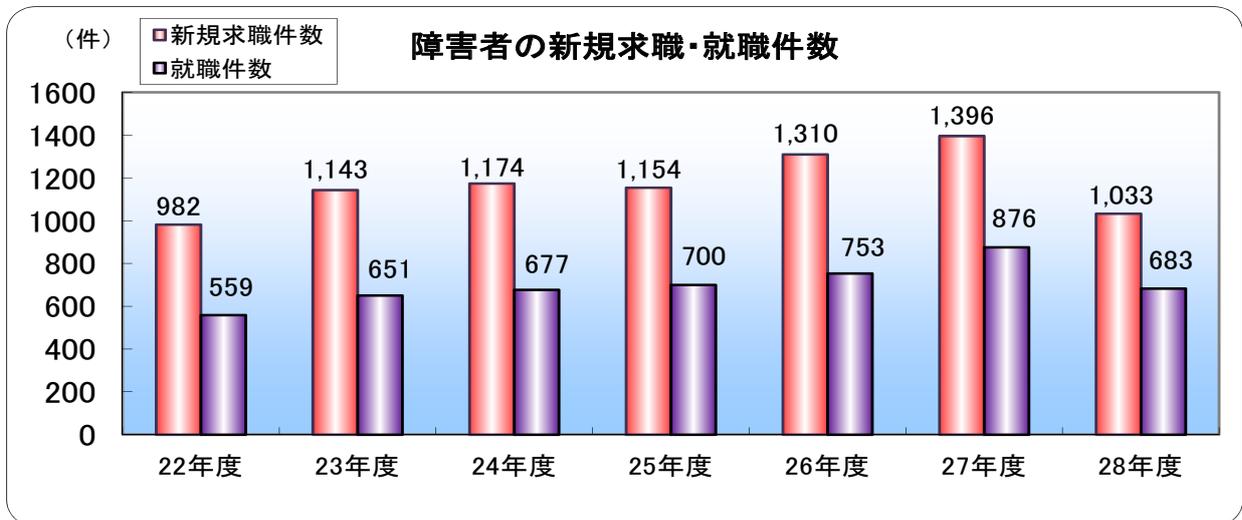
また、高年齢者の再就職を図るため、就労経験やニーズを踏まえた職業相談、「生涯現役支援窓口（松江所・浜田所に設置）」による支援、身近な地域において開催する技能講習「高年齢者スキルアップ・就職促進事業」を実施します。



- (2) シルバー人材センターが十分に機能するよう、各センターの就業機会の拡大・会員拡大などの取組を支援し、高年齢者のニーズに的確に対応した就業機会の安定的な確保・提供を図ることで、シルバー人材センターの活性化を図ります。

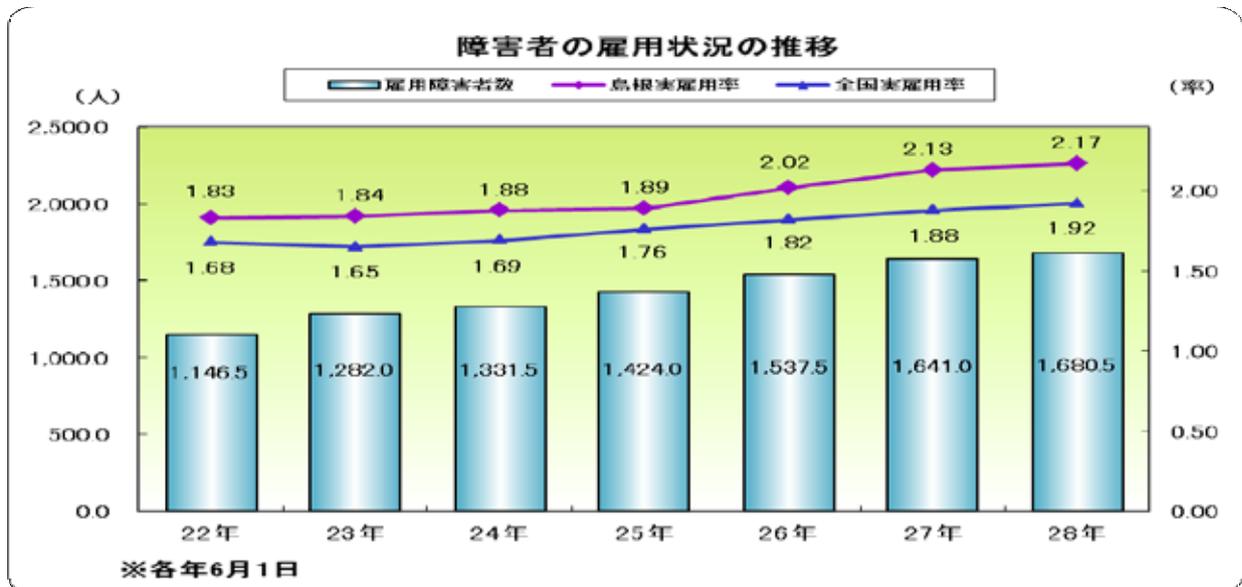
5 障害者の雇用対策の推進

- (1) ハローワークと障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関が緊密に連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を一層推進し、平成30年4月からの精神障害者の雇用義務化を踏まえ障害者の雇用促進及び継続就労に向けた総合的かつ効果的な支援を実施します。



※平成28年度は平成28年12月末現在

- (2) 中小企業における障害者雇用に関する理解を促進するため、地域の関係機関等と連携し、職場実習や企業見学会等を実施するとともに、法定雇用率の達成指導を計画的、効率的に実施します。



6 地域の創意工夫を活かした雇用対策

人口減少等に伴う雇用課題に対応するため、地方自治体が創意工夫を活かして行う、地域資源を活用した雇用機会の創出と必要な人材の育成・確保を図る取組等を行う実践型地域雇用創造事業の活用について周知に努めます。

また、地域雇用開発奨励金の活用を通じ、過疎等雇用改善地域及び特定有人国境離島地域で雇用開発に取り組む事業主を支援します。

島根県が実施する「戦略産業雇用創造プロジェクト」にかかる諸施策について、局所において島根県と一体となって取り組みます。

7 生活困窮者に対する就労支援

生活保護受給者、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を対象者として、地方公共団体への巡回相談や常設窓口の設置（松江市）などワンストップ型の支援体制を整備し、公共職業安定所と地方公共団体が一体となったきめ細かな就労支援を推進するとともに、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）を支給する他、就職後の定着を支援することにより、生活困窮者の就労による自立を促進します。

8 職業能力開発の推進

- (1) 地域の職業訓練ニーズを的確に把握のうえ効果的な訓練コースを確保し、職業訓練が必要な者について、より就職可能性を高められるよう適切な受講あっせんに努めるとともに、受講生に対しては訓練実施機関等と連携し、きめ細かな就職支援を行います。
- (2) 島根県が実施する「地域創生人材育成支援事業」による訓練の受講生の確保や就職支援について、積極的に協力します。
- (3) 企業の人材育成と労働者のキャリア形成を促進し、事業の生産性を高めるために人材開発支援助成金や有期契約労働者等の賃上げ等の処遇改善を図るためにキャリアアップ助成金の活用促進を図ります。

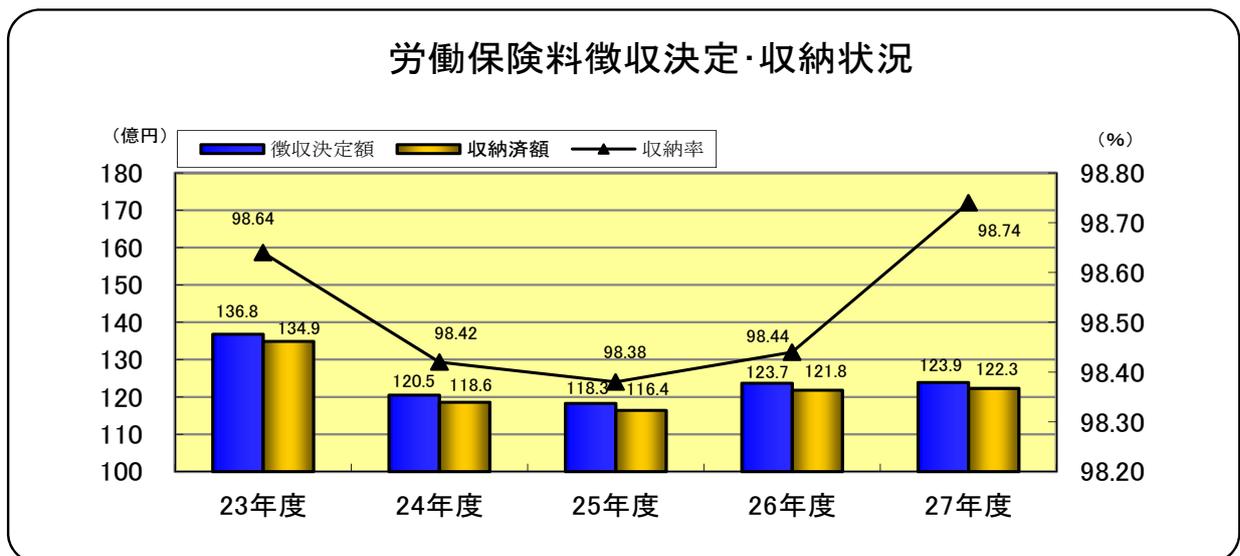
◎ 労働保険徴収室の重点施策

1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働保険加入促進に係る委託事業の受託者と連携し、未手続事業の把握と加入勧奨を実施します。

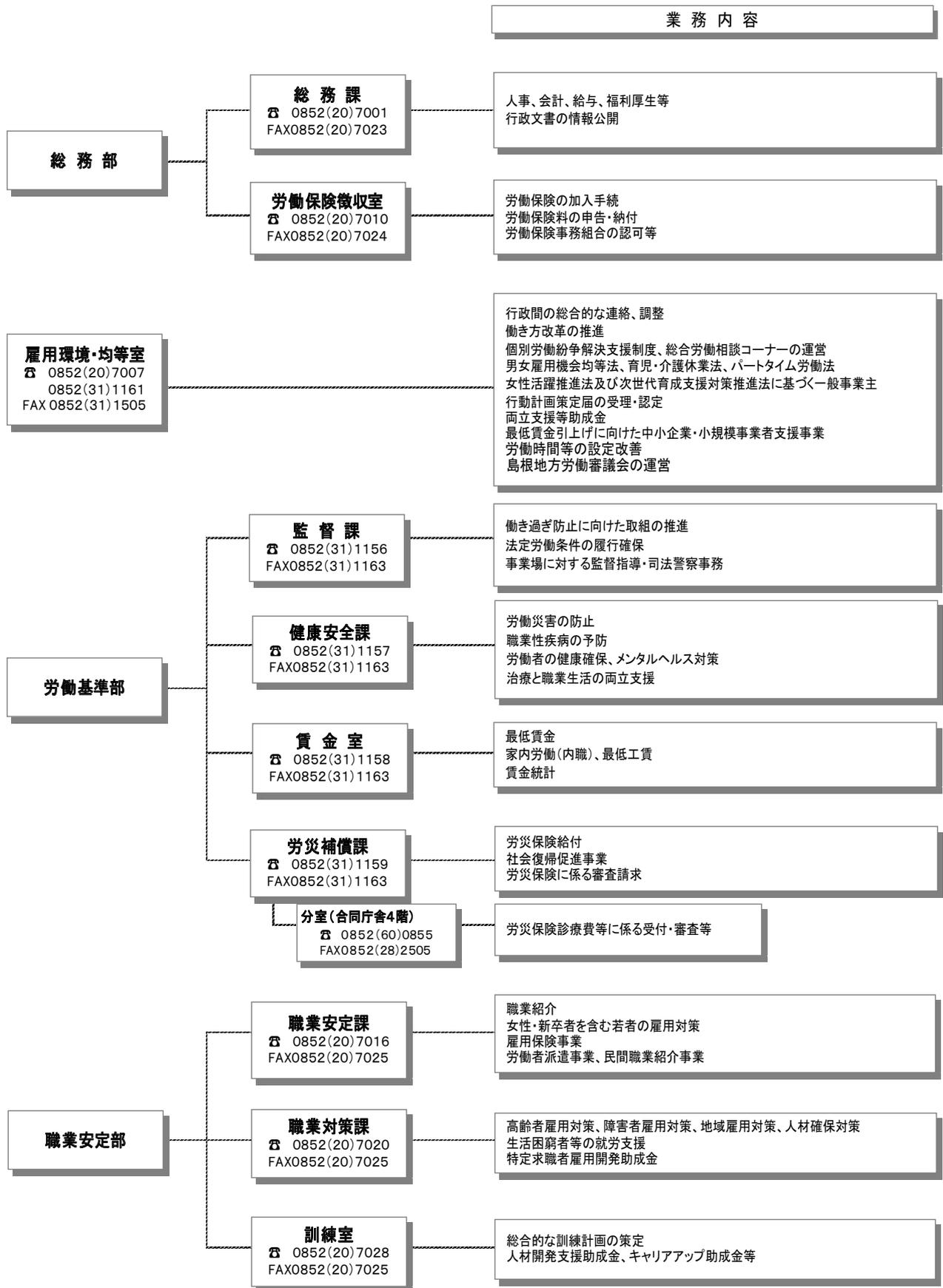
2 労働保険料の収納率の向上

労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平性、労働者のセーフティネットの確保等の観点から、収納率の向上を重要課題として取り組みます。



労働局各課・室一覧

(〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階)



監督署・安定所施設一覧

労働基準監督署

松江労働基準監督署

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(31)1166 FAX0852(31)1164

隠岐の島駐在事務所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0195 FAX08512(2)0211

出雲労働基準監督署

〒693-0028 出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階
☎0853(21)1240 FAX0853(21)1226

浜田労働基準監督署

〒697-0026 浜田市田町116-9
☎0855(22)1840 FAX0855(22)1819

益田労働基準監督署

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎3階
☎0856(22)2351 FAX0856(22)8035

総合労働相談コーナー

島根労働局総合労働相談コーナー

☎0852(20)7009

松江総合労働相談コーナー

☎0852(31)1166(松江労働基準監督署内)

出雲総合労働相談コーナー

☎0853(21)1240(出雲労働基準監督署内)

浜田総合労働相談コーナー

☎0855(22)1840(浜田労働基準監督署内)

益田総合労働相談コーナー

☎0856(22)2351(益田労働基準監督署内)

公共職業安定所(ハローワーク)

松江公共職業安定所

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(22)8609 FAX0852(27)8524

駅前しごとプラザ松江

〒690-0003 松江市朝日町478-18松江テルサ3階
☎0852(28)8700 FAX0852(28)8705

松江新卒応援ハローワーク

☎0852(28)8609 FAX0852(28)8705

マザーズコーナー

☎0852(20)2949 FAX0852(28)8705

隠岐の島出張所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0161 FAX08512(2)8609

安来出張所

〒692-0011 安来市安来町903-1
☎0854(22)2545 FAX0854(22)4123

浜田公共職業安定所

〒697-0027 浜田市殿町21-6
☎0855(22)8609 FAX0855(22)2932

ワークステーション江津

〒690-0011 江津市江津町1518-1
江津ひと・まちプラザ(パレットごうつ)2階
☎0855(54)0952 FAX0855(54)0954

川本出張所

〒696-0001 邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎1階
☎0855(72)0385 FAX0855(72)0386

出雲公共職業安定所

〒693-0023 出雲市塩冶有原町1-59
☎0853(21)8609 FAX0853(21)0351

マザーズコーナー

〒693-0001 出雲市今市町2065 パルメイト出雲2階
☎0853(24)8044 FAX0853(24)8045

益田公共職業安定所

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1階
☎0856(22)8609 FAX0856(23)2622

雲南公共職業安定所

〒699-1311 雲南市木次町里方514-2
☎0854(42)0751 FAX0854(42)0752

石見大田公共職業安定所

〒694-0064 大田市大田町大田口1182-1
☎0854(82)8609 FAX0854(82)1059

島根労働局ホームページアドレス

<http://shimane-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>

平成29年4月